

3. 横浜市立小学校における個別教育計画の作成と関係機関との連携 ～モデル事業を通じた特別支援教育の推進：モデル校からモデル地域へ～

1) はじめに

D小学校は平成16、17年度横浜市特別支援教育推進体制モデル校として、研究テーマに『個々の教育的ニーズに応じた特別支援体制の構築をめざして』～障害の有無に関わらず、特別な教育的ニーズのある児童に必要な支援を行う～を掲げて研究を進めてきました。

ここでは、平成17年度重点サポート児として取り上げたAさんの事例をもとに「個別教育計画※」の策定・実施までの流れと課題、それに伴う関係機関との連携の大切さについて述べていきたいと思えます。（※学習指導要領における個別の指導計画にあたる）

2) Aさんのプロフィール

小学2年男児（現在）田中ビネー 精神年齢5歳9月 生活年齢7歳1月

発達検査の結果－課題通過年齢の幅が大きく発達に偏りが大きい

行動上の特性－着席しても体がよく動く視線が集中しない

発音に不明瞭なところがある

（平成17年2月養護教育総合センターで教育相談を実施）

[学校での様子]

- ・1年生の後半から離席行動が目立ち、ちょっとした刺激により教室を飛び出す、担任に抱きついて放れない、友だちに暴力を振るう、給食で出た食べ物を壁に投げつける、大声を出して暴れるなどの課題となる行動が続いた。

[保護者の思い]

- ・南部地域療育センターを訪問したことがあるが、1度だけでAさんには合わないと感じている。
- ・1年生の12月の個人懇談で大丈夫と言われていたのに、学年末に個別支援学級への編入を示唆されたことを納得していない。
- ・個別支援学級に編入させるために養護教育総合センターに検査に行ったわけではないと思っている。

3) Aさんの個別教育計画を作成するまでの課題

Aさんの個別教育計画を作成し、支援を開始するまでに次のような多くの課題がありました。

- (1) Aさんの理解
- (2) 保護者の思いの理解
- (3) 校内の支援体制の整備と支援内容

その中でも一番の課題は、保護者の承諾をとることでした。本校では、教室にアシスタントティーチャーを配置したり、学習ルームに通級したりする支援の方法を考えることはできませんが全て保護者の承諾が必要です。個別教育計画の作成にあたっては保護者とともに考えることが基本です。しかし、保護者は学校や養護教育総合センターに対して意見の相違があり簡単に承諾をしてくれません。上記のAさんの養護教育総合センターの教育相談の結果も12月までは学校に届けられることはありませんでした。

4) 保護者への対応

「保護者との信頼関係を築くことが大事である」と言葉でいうことは簡単ではありますが、実際にはとても大変なことでした。個別教育計画を作成するまでの間、担任は長時間に及ぶ電話での対応、個人

懇談、家庭訪問、コーディネーターの同席した三者面談、毎日児童の学校での様子を連絡帳で報告等、子どものために継続的に根気強く、保護者の側になって考えて対応していきました。その結果、保護者の考えが変化していき、個別教育計画をともに子どもの成長を願って協力して作成することができました。

5) 校内体制の整備と支援内容

(1) 教室での取組

- ・教室では、担任一人では対応することが難しいので、週4日アシスタントティーチャーを配置する。
- ・個別支援学級児童が交流するときは、個別支援学級担任も支援を行う。
- ・座席の工夫、課題設定の工夫、板書の工夫、教室環境の整備を行う。

(2) 学習ルームへの通級

- ・国語、算数の学習を1対1の対応で行い、学習に自信をもたせる。
- ・あいさつや約束などソーシャルスキルが身につくような指導を行う。
- ・目標が達成できた喜びや学習への意欲を喚起するために「トークン」をもちいて指導を行う。

6) Aさんを支援して見えてきた課題

現在のAさんは、教室で目立った行動の課題もなく本人が一番望んでいた「友だちと仲良くなりたい」の願い通り、休み時間には友だちと仲良くドッチボールしています。学習ルームへは、国語の時間だけで週5時間通級していますが、国語の音読発表などクラスの児童とともに学習もしています。また、アシスタントティーチャーも週2回だけ教室に配置していますがAさんの支援ではなく、他の児童の支援が中心になっています。

この1年Aさんを重点サポート児として全校体制で支援してきましたが、そこから見えてきた課題も多くありました。それを以下にまとめます。

- (1) Aさんは南部地域療育センターに行っていたこと
- (2) 保育園の時からトラブルが多かったこと
- (3) トラブルが多かった児童と1年生の同じクラスになったこと
- (4) 学童クラブでは、「親のしつけが悪い、子どもを甘やかさないでもっと厳しくしなさい」と言われ続けていたこと
- (5) 養護教育総合センターへの教育相談を保護者へどう説明するのか
- (5) Aさんにあった支援内容はどのようにしたらよいのか

7) 関係機関との連携

(1) 南部地域療育センター

- ・南部地域療育センターとの連携については、個人情報の問題もあり個々の子どもの情報については、保護者の承諾がなければ詳しく知らせてもらうことはできません。そこで、ソーシャルワーカーが保育園訪問をする時に同行させていただき保育園で園児の保育の様子を見ながら園の先生とも懇談をもち入学予定児童の情報を得るようにしています。また、就学時健診のときに学校では、教育相談を実施していることを告げてもらうようにしています。その結果、来年度入学予定の園児の保護者が実際に相談に来られました。

(2) 保育園・幼稚園

- ・南部地域療育センターを通して、訪問した保育園・幼稚園についての園児の情報は、1年生のクラス編成に役立たせていかななくてはなりません。また、情報だけではなく実際に園児を指導していた保育士の方にも学校に来ていただき先生方との交流をもっと深め、ともに子どもを育てていくという姿勢が大事になってきます。

(3) 学童クラブ・はまっ子ふれあいスクール

- ・放課後の児童を預かってくださる施設の方々とともに情報を交換する必要があります。学童クラブには、Aさんの様子を伺いに行き、学校での様子や指導の仕方について意見交換しました。学童クラブでも、はまっ子ふれあいスクールでも接し方について困っていたというお話でした。児童の情報については、守秘義務もあるので必ず保護者の承諾を得て行わなければなりません。

(4) 養護教育総合センター

- ・Aさんの事例のように「個別支援学級に編入させるために行かされるのではないか」と思う保護者は多いと思います。コーディネーターが教育相談を進める場合、学校では詳しいことが分からないので今後の指導に役立てるために教育相談をお願いしています。そこで、その趣旨を養護教育総合センターにも連絡して保護者への配慮をしてもらうようにしています。また、学校への報告も必ずお願いしていただき、個別教育計画の児童理解に役立てています。

(5) 横浜国立大学等

- ・横浜国立大学からは、アシスタントティチャーを通して支援の内容について助言をいただいています。座席の工夫、板書の工夫、教室環境の整備については関戸助教授に直接学校に来ていただき指導していただきました。また、児童の行動観察の方法や具体的な「トークン」を取り入れた指導内容など個別教育計画を作成していく上で児童の目標の設定、具体的な支援内容に取り入れています。
- ・教育委員会指導主事の訪問、学校カウンセラー訪問も児童理解や保護者の思いを捉える上でとてもよい助言をいただいています。

8) まとめ

Aさんを通して私たちは様々なことを学び、特別支援教育の推進に役立てています。特に、関係機関との連携を大事にしていけないことは上記で述べて通りです。しかし、これを本校だけで行っても効果がないのも事実です。そこで、南部地域療育センターと相談して、教育委員会の後援を取り南部療育センター主催で管轄の3区合同の小学校特別支援教育コーディネーター研修をもつことになりました。本校はモデル校として今までの取組について発表する機会をいただきました。このことは、今までにない画期的な取組として感謝しています。また、学校間の情報交換は横のつながりを作ることになります。

現在は、中学校への個別教育計画について取り扱いが各小学校間でばらばらではありますが、これを機会に小学校間で共通理解を図り、中学校へネットワークを広げていくことを期待したいと思います。